

国自貨第 2 5 1 号の 2
令和 7 年 8 月 1 日

公益社団法人全日本トラック協会
会 長 寺 岡 洋 一 殿

国土交通省物流・自動車局長
石 原 大
(公 印 省 略)

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更
認可申請等の処理について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
この旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知方願います。

別 添

国 自 貨 第 2 5 1 号
令 和 7 年 8 月 1 日

各 地 方 運 輸 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長

） 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 長
(公 印 省 略)

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の一部改正について

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号）の施行に伴い、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」（平成15年2月14日付け国自貨第77号）の一部を別添新旧表のとおり改正し、令和7年8月1日から実施することとしたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

○ 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について（平成15年2月14日付け国自貨第77号）

新	旧
国 自 貨 第 7 7 号 平成15年 2月14日 一部改正 平成19年 2月 7日 一部改正 平成19年 7月27日 一部改正 平成20年 3月31日 一部改正 平成25年10月31日 一部改正 平成27年 3月 9日 一部改正 令和 元年 8月 1日 一部改正 令和 7年 8月 1日 各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿 <u>物流・自動車局長</u> 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可 及び事業計画変更認可申請等の処理について (略) 別 紙 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る 許可及び事業計画変更認可等に関する処理方針 1. 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものを除く。）の許可 以下の方針の定めるところにより行うものとする。 (1) 営業所 ① 使用権原を有すること。 ② 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。 ③ 規模が適切なものであること。 ④ 必要な備品を備えているなど、事業遂行上適切なものであること。	国 自 貨 第 7 7 号 平成15年 2月14日 一部改正 平成19年 2月 7日 一部改正 平成19年 7月27日 一部改正 平成20年 3月31日 一部改正 平成25年10月31日 一部改正 平成27年 3月 9日 一部改正 令和 元年 8月 1日 各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿 <u>自動車交通局長</u> 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可 及び事業計画変更認可申請等の処理について (略) 別 紙 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る 許可及び事業計画変更認可等に関する処理方針 1. 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものを除く。）の許可 以下の方針の定めるところにより行うものとする。 (1) 営業所 ① 使用権原を有すること。 ② 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。 ③ 規模が適切なものであること。 ④ 必要な備品を備えているなど、事業遂行上適切なものであること。

(2) 最低車両台数

- ① 営業所毎に配置する事業用自動車の数は種別（貨物自動車運送事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第2条で定める種別）ごとに5両以上とすること。
- ② 計画する事業用自動車（以下「計画車両」という。）にけん引車、被けん引車を含む場合の最低車両台数の算定方法は、けん引車＋被けん引車を1両と算定すること。
- ③ 霊きゅう運送、一般廃棄物運送、一般的に需要の少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。）の地域における事業については、①に拘束されないものであること。

(3) 事業用自動車

- ① 計画車両の大きさ、構造等が輸送する貨物に適切なものであること。
- ② 使用権原を有するものであること。

(4) 車庫

- ① 原則として営業所に併設するものであること。
ただし、併設できない場合は、平成3年6月25日運輸省告示第340号に適合すること。
- ② 車両と車庫の境界及び車両相互間の間隔が50cm以上確保され、かつ、計画車両数すべてを収容できるものであること。
- ③ 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- ④ 使用権原を有するものであること。
- ⑤ 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。
- ⑥ 前面道路については、原則として幅員証明書により、車両制限令に適合すること。

(5) 休憩・睡眠施設

- ① 原則として、営業所又は車庫に併設するものであること。
- ② 乗務員が有効に利用することができる適切な施設であり、乗務員に睡眠を与える必要がある場合には、少なくとも同時睡眠者1人当たり2.5㎡以上の広さを有するものであること。
- ③ 使用権原を有するものであること。
- ④ 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

(6) 運行管理体制

- ① 車両数及びその他の事業計画に応じた適切な員数の運転者を常に確保し得るものであること。
この場合、運転者が貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第2項に違反する者でないこと。
- ② 選任を義務づけられる員数の常勤の運行管理者を確保する管理計画があること。
- ③ 勤務割及び乗務割が平成13年8月20日国土交通省告示第1365号に適合するものであること。

(2) 最低車両台数

- ① 営業所毎に配置する事業用自動車の数は種別（貨物自動車運送事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第2条で定める種別）ごとに5両以上とすること。
- ② 計画する事業用自動車（以下「計画車両」という。）にけん引車、被けん引車を含む場合の最低車両台数の算定方法は、けん引車＋被けん引車を1両と算定すること。
- ③ 霊きゅう運送、一般廃棄物運送、一般的に需要の少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。）の地域における事業については、①に拘束されないものであること。

(3) 事業用自動車

- ① 計画車両の大きさ、構造等が輸送する貨物に適切なものであること。
- ② 使用権原を有するものであること。

(4) 車庫

- ① 原則として営業所に併設するものであること。
ただし、併設できない場合は、平成3年6月25日運輸省告示第340号に適合すること。
- ② 車両と車庫の境界及び車両相互間の間隔が50cm以上確保され、かつ、計画車両数すべてを収容できるものであること。
- ③ 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- ④ 使用権原を有するものであること。
- ⑤ 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。
- ⑥ 前面道路については、原則として幅員証明書により、車両制限令に適合すること。

(5) 休憩・睡眠施設

- ① 原則として、営業所又は車庫に併設するものであること。
- ② 乗務員が有効に利用することができる適切な施設であり、乗務員に睡眠を与える必要がある場合には、少なくとも同時睡眠者1人当たり2.5㎡以上の広さを有するものであること。
- ③ 使用権原を有するものであること。
- ④ 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

(6) 運行管理体制

- ① 車両数及びその他の事業計画に応じた適切な員数の運転者を常に確保し得るものであること。
この場合、運転者が貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第2項に違反する者でないこと。
- ② 選任を義務づけられる員数の常勤の運行管理者を確保する管理計画があること。
- ③ 勤務割及び乗務割が平成13年8月20日国土交通省告示第1365号に適合するものであること。

- ④ 運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- ⑤ 車庫が営業所に併設できない場合には、車庫と営業所が常時密接な連絡をとれる体制を整備するとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑥ 事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則に基づく報告の体制について整備されていること。
- ⑦ 積載危険物等の輸送を行うものにあつては、消防法等関係法令に定める取扱資格者が確保されていること。
- (7) 点検及び整備管理体制
 - ① 選任を義務づけられる員数の常勤の整備管理者を確保する管理計画があること。
。ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等点検及び整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。
 - ② 点検及び整備管理の担当役員等点検及び整備管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- (8) 資金計画
 - ① 所要資金の見積りが適切なものであること。
 - ② 所要資金の調達に十分な裏付けがあること、自己資金が所要資金に相当する金額以上であること等資金計画が適切であること。
 - ③ 自己資金が、申請日以降許可日までの間、常時確保されていること。
- (9) 法令遵守
 - ① 申請者又はその法人の役員は、貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令知識を有し、かつ、その法令を遵守すること。
 - ② 健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく社会保険及び労働保険（以下「社会保険等」という。）の加入義務者が社会保険等に参加すること。
 - ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が、貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反により、申請日前6ヶ月間（悪質な違反については1年間）又は申請日以降に、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者を含む。）ではないこと。
 - ④ 新規許可事業者に対しては、許可書交付時等に指導講習を実施するとともに、運輸開始の届出後1ヶ月以降3ヶ月以内に実施される地方貨物自動車運送適正化

- ④ 運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- ⑤ 車庫が営業所に併設できない場合には、車庫と営業所が常時密接な連絡をとれる体制を整備するとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑥ 事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則に基づく報告の体制について整備されていること。
- ⑦ 積載危険物等の輸送を行うものにあつては、消防法等関係法令に定める取扱資格者が確保されていること。
- (7) 点検及び整備管理体制
 - ① 選任を義務づけられる員数の常勤の整備管理者を確保する管理計画があること。
。ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等点検及び整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。
 - ② 点検及び整備管理の担当役員等点検及び整備管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- (8) 資金計画
 - ① 所要資金の見積りが適切なものであること。
 - ② 所要資金の調達に十分な裏付けがあること、自己資金が所要資金に相当する金額以上であること等資金計画が適切であること。
 - ③ 自己資金が、申請日以降許可日までの間、常時確保されていること。
- (9) 法令遵守
 - ① 申請者又はその法人の役員は、貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令知識を有し、かつ、その法令を遵守すること。
 - ② 健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく社会保険及び労働保険（以下「社会保険等」という。）の加入義務者が社会保険等に参加すること。
 - ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が、貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反により、申請日前6ヶ月間（悪質な違反については1年間）又は申請日以降に、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者を含む。）ではないこと。
 - ④ 新規許可事業者に対しては、許可書交付時等に指導講習を実施するとともに、運輸開始の届出後1ヶ月以降3ヶ月以内に実施される地方貨物自動車運送適正化

事業実施機関の適正化事業指導員による巡回指導によっても改善が見込まれない場合等には、沖縄総合事務局及び運輸支局（運輸監理部を含む。）による監査等を実施するものとする。

(10) 損害賠償能力

- ① 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済に加入する計画のほか、一般自動車損害保険（任意保険）の締結等十分な損害賠償能力を有するものであること。
- ② 石油類、化成品類又は高圧ガス類等の危険物の輸送に使用する事業用自動車については、①に適合するほか、当該輸送に対応する適切な保険へ加入する計画など、十分な損害賠償能力を有するものであること。

(11) 許可に付す条件

- ① (2)③に該当する事業については、車両数について特例を認めることとし、許可に際して当該事業に限定するなどの条件を付すること。
- ② 許可後一年以内に運輸を開始する旨の条件を付すること。
- ③ 運行管理者及び整備管理者の選任届を運輸開始前（整備管理者の選任届については、選任後15日以内に運輸開始する場合にあっては、選任後15日以内）に提出する旨の条件を付すること。
- ④ 運輸開始前に社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すること。
- ⑤ 特定の荷主を対象とする事業については、荷主が特定単数であれば特定貨物自動車運送事業の許可申請を、荷主が特定複数であれば一般貨物自動車運送事業の許可申請を指導することとし、荷主を限定する旨の条件を付することはしないこと。

(12) 欠格事由

施行規則第3条の2第1項第3号、第2項第3号及び第3項第3号に規定する者には、申請者の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超える者や、申請者の株主と株主の構成が類似している者等が該当するものとする。

2. 特別積合せ貨物運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

1の審査方針に加え、以下に定める事項について審査する。

(1) 荷扱所

- ① 従来の第二種荷扱所（宅配便のいわゆる取次店等）は、荷扱所に含めないものとする。
- ② 1(1)①～③について審査を行うこと。

(2) 積卸施設

- ① 営業所又は荷扱所に併設してあること。
- ② 使用権原を有すること。
- ③ 都市計画法等関係法令に抵触しないこと。
- ④ 施設は、貨物の積卸機能のみならず、荷捌き・仕分け機能、一時保管機能を有するものであること。

事業実施機関の適正化事業指導員による巡回指導によっても改善が見込まれない場合等には、沖縄総合事務局及び運輸支局（運輸監理部を含む。）による監査等を実施するものとする。

(10) 損害賠償能力

- ① 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済に加入する計画のほか、一般自動車損害保険（任意保険）の締結等十分な損害賠償能力を有するものであること。
- ② 石油類、化成品類又は高圧ガス類等の危険物の輸送に使用する事業用自動車については、①に適合するほか、当該輸送に対応する適切な保険へ加入する計画など、十分な損害賠償能力を有するものであること。

(11) 許可に付す条件

- ① (2)③に該当する事業については、車両数について特例を認めることとし、許可に際して当該事業に限定するなどの条件を付すること。
- ② 許可後一年以内に運輸を開始する旨の条件を付すること。
- ③ 運行管理者及び整備管理者の選任届を運輸開始前（整備管理者の選任届については、選任後15日以内に運輸開始する場合にあっては、選任後15日以内）に提出する旨の条件を付すること。
- ④ 運輸開始前に社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すること。
- ⑤ 特定の荷主を対象とする事業については、荷主が特定単数であれば特定貨物自動車運送事業の許可申請を、荷主が特定複数であれば一般貨物自動車運送事業の許可申請を指導することとし、荷主を限定する旨の条件を付することはしないこと。

(12) 欠格事由

施行規則第3条の2第1項第3号、第2項第3号及び第3項第3号に規定する者には、申請者の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超える者や、申請者の株主と株主の構成が類似している者等が該当するものとする。

2. 特別積合せ貨物運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

1の審査方針に加え、以下に定める事項について審査する。

(1) 荷扱所

- ① 従来の第二種荷扱所（宅配便のいわゆる取次店等）は、荷扱所に含めないものとする。
- ② 1(1)①～③について審査を行うこと。

(2) 積卸施設

- ① 営業所又は荷扱所に併設してあること。
- ② 使用権原を有すること。
- ③ 都市計画法等関係法令に抵触しないこと。
- ④ 施設は、貨物の積卸機能のみならず、荷捌き・仕分け機能、一時保管機能を有するものであること。

- ⑤ 施設の取扱能力は、当該施設に係る運行系統及び運行回数に見合うものであること。
- (3) 営業所及び荷扱所の自動車の出入口
複数の事業用自動車を同時に停留させることのできる積卸施設を有する営業所及び荷扱所については、当該営業所及び荷扱所の自動車の出入口の設置が、当該出入口の接する道路における道路交通の円滑と安全を阻害しないこと。
- (4) 運行系統及び運行回数
- ① 運行系統毎の運行回数は車両数、取扱い貨物の推定運輸数量、積卸施設の取扱能力等から適切なものであること。
- ② 取扱い貨物の推定運輸数量について算出基礎が的確であること。
- ③ 運行車の運行は、少なくとも一日一便以上の頻度で行われるものであること。
ただし、一般的に需要の少ないと認められる島しょ、山村等の地域における区間では、一日一便以下でも差し支えない。
- (5) 積合せ貨物管理体制
- ① 貨物の紛失を防止するための適切な貨物追跡管理の手法又は設備を有すること。
- ② 貨物の滅失・毀損を防止するために、営業所及び荷扱所において適切な作業管理体制を有すること。
- ③ 貨物の紛失等の事故による苦情処理が的確かつ迅速に行いうる体制を有すること。
- (6) 運行管理体制
運行系統別の乗務基準が平成13年8月20日国土交通省告示第1365号に適合するものであること。
3. 貨物自動車利用運送をする一般貨物自動車運送事業の許可
1の審査方針に加え、以下に定める事項について審査する。
- (1) 貨物自動車利用運送に係る営業所について
1(1)①～③について審査を行うこと。
- (2) 業務の範囲については、「一般事業」又は「宅配便事業」の別とする。
- (3) 保管体制を必要とする場合は、保管施設を保有していること。
4. 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可等
これらの処理については、以下に定めるところによるほか、許可基準に準ずる。
- (1) 事業用自動車の種別の変更の認可
新たに霊きゅう自動車を配置し、又は新たに普通車を配置しようとする事業計画の変更認可申請については、霊きゅう自動車又は普通車を使用する運送について、それぞれ審査基準に適合するときに限り認めること。
- (2) 事業用自動車の数の変更の認可
施行規則第6条第1項第1号に規定する「当該変更後の事業計画が法第9条第2項において準用する法第6条各号に掲げる基準に適合しないおそれがある場合」に

- ⑤ 施設の取扱能力は、当該施設に係る運行系統及び運行回数に見合うものであること。
- (3) 営業所及び荷扱所の自動車の出入口
複数の事業用自動車を同時に停留させることのできる積卸施設を有する営業所及び荷扱所については、当該営業所及び荷扱所の自動車の出入口の設置が、当該出入口の接する道路における道路交通の円滑と安全を阻害しないこと。
- (4) 運行系統及び運行回数
- ① 運行系統毎の運行回数は車両数、取扱い貨物の推定運輸数量、積卸施設の取扱能力等から適切なものであること。
- ② 取扱い貨物の推定運輸数量について算出基礎が的確であること。
- ③ 運行車の運行は、少なくとも一日一便以上の頻度で行われるものであること。
ただし、一般的に需要の少ないと認められる島しょ、山村等の地域における区間では、一日一便以下でも差し支えない。
- (5) 積合せ貨物管理体制
- ① 貨物の紛失を防止するための適切な貨物追跡管理の手法又は設備を有すること。
- ② 貨物の滅失・毀損を防止するために、営業所及び荷扱所において適切な作業管理体制を有すること。
- ③ 貨物の紛失等の事故による苦情処理が的確かつ迅速に行いうる体制を有すること。
- (6) 運行管理体制
運行系統別の乗務基準が平成13年8月20日国土交通省告示第1365号に適合するものであること。
3. 貨物自動車利用運送をする一般貨物自動車運送事業の許可
1の審査方針に加え、以下に定める事項について審査する。
- (1) 貨物自動車利用運送に係る営業所について
1(1)①～③について審査を行うこと。
- (2) 業務の範囲については、「一般事業」又は「宅配便事業」の別とする。
- (3) 保管体制を必要とする場合は、保管施設を保有していること。
4. 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可等
これらの処理については、以下に定めるところによるほか、許可基準に準ずる。
- (1) 事業用自動車の種別の変更の認可
新たに霊きゅう自動車を配置し、又は新たに普通車を配置しようとする事業計画の変更認可申請については、霊きゅう自動車又は普通車を使用する運送について、それぞれ審査基準に適合するときに限り認めること。
- (2) 事業用自動車の数の変更の認可
施行規則第6条第1項第1号に規定する「当該変更後の事業計画が法第9条第2項において準用する法第6条各号に掲げる基準に適合しないおそれがある場合」に

は以下に掲げる場合等が該当するものとし、審査に当たってはそれぞれ以下に定めるところによること。

- ① 変更後の事業用自動車の数が1(2)に適合しない場合 減車によるものである場合にあっては災害等により車両が使用不能となりこれに代わる他の車両が確保されるまでの間におけるものである場合に限り認めることとし、増車によるものである場合にあっては当該基準に適合させるための適切な計画を有していると認められる場合に限り認めること。
- ② 増車を行う場合であって、イ～ハに該当する場合等法令遵守が十分でないと認められるとき (6)①の基準に準じた審査を行うこと。
 - イ 変更を行おうとする者と法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者である場合
 - ロ 変更に係る営業所における行政処分 of 累積違反点数が12点以上である場合
 - ハ 変更に係る営業所について、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている場合
- ③ 増車を行う場合であって、変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における当該営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となるとき（当該合計が10両以下であるときを除く。） (6)①の基準による審査を行うこと

(3) 事業用自動車の数の変更の事前届出

- ① 増減車の事前届出の受理に際しては、必要な添付書類の有無を確認すること。
- ② ①の添付書類の内容の確認の結果、車庫の収容能力の拡大等事業計画の変更等が必要となる場合には、事業改善命令の対象となる旨説明し、その変更手続を終了させたいと当該届出を行うよう指導すること。
- ③ 増減車の事前届出に必要な添付書類を欠いている場合には当該届出を受理しないこと。
- ④ 自社営業所間における車両融通は、短期間のものであっても当該営業所それぞれにおける増車・減車の手続をとらせること。ただし、「貨物自動車運送事業に係る営業所間における運転者及び車両の移動の弾力化について」（令和6年8月30日付け国自貨第278号、国自安第50号、国自情第121号、国自整第112号）による取扱いは、この限りでない。
- ⑤ 事業用自動車の相互使用を協定書等の締結により行う場合は、事業用自動車の数の変更の事前届出を要しない。

(4) 営業所の位置の変更の届出

地方運輸局長が指定する区域内における位置の変更の届出については、車庫との距離制限上支障のないものだけを事後届出として取扱うこと。

(5) 運輸協定等締結に伴う事業計画変更の取扱いについて

車庫、休憩・睡眠施設並びに積卸施設等の共同使用及び幹線の共同運行に伴う事

は以下に掲げる場合等が該当するものとし、審査に当たってはそれぞれ以下に定めるところによること。

- ① 変更後の事業用自動車の数が1(2)に適合しない場合 減車によるものである場合にあっては災害等により車両が使用不能となりこれに代わる他の車両が確保されるまでの間におけるものである場合に限り認めることとし、増車によるものである場合にあっては当該基準に適合させるための適切な計画を有していると認められる場合に限り認めること。
- ② 増車を行う場合であって、イ～ハに該当する場合等法令遵守が十分でないと認められるとき (6)①の基準に準じた審査を行うこと。
 - イ 変更を行おうとする者と法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者である場合
 - ロ 変更に係る営業所における行政処分 of 累積違反点数が12点以上である場合
 - ハ 変更に係る営業所について、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている場合
- ③ 増車を行う場合であって、変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における当該営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となるとき（当該合計が10両以下であるときを除く。） (6)①の基準による審査を行うこと

(3) 事業用自動車の数の変更の事前届出

- ① 増減車の事前届出の受理に際しては、必要な添付書類の有無を確認すること。
- ② ①の添付書類の内容の確認の結果、車庫の収容能力の拡大等事業計画の変更等が必要となる場合には、事業改善命令の対象となる旨説明し、その変更手続を終了させたいと当該届出を行うよう指導すること。
- ③ 増減車の事前届出に必要な添付書類を欠いている場合には当該届出を受理しないこと。
- ④ 自社営業所間における車両融通は、短期間のものであっても当該営業所それぞれにおける増車・減車の手続をとらせること。ただし、「貨物自動車運送事業に係る繁忙期における営業所間の車両移動の弾力化について」（平成5年11月10日付け自貨第97号、自管第79号、自整第270号、自環第333号）による取扱いは、この限りでない。
- ⑤ 事業用自動車の相互使用を協定書等の締結により行う場合は、事業用自動車の数の変更の事前届出を要しない。

(4) 営業所の位置の変更の届出

地方運輸局長が指定する区域内における位置の変更の届出については、車庫との距離制限上支障のないものだけを事後届出として取扱うこと。

(5) 運輸協定等締結に伴う事業計画変更の取扱いについて

車庫、休憩・睡眠施設並びに積卸施設等の共同使用及び幹線の共同運行に伴う事

業計画の変更の場合、協定書等の提示を求め内容を確認すること。

(6) 法令遵守

① 事業計画の事業規模の拡大となる申請については、イ～への全てを満たすものであること。

イ 申請日前6ヶ月間（悪質な違反の場合は1年間）又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長（運輸監理部長を含む。）から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。）ではないこと。

ロ 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所（営業所の新設を行う場合にあっては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所）に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと（当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。）

ハ 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。

ニ 申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること。（特別な事情がある場合を除く。）

ホ 法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。

ヘ 施行規則第12条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃（以下「運賃」という。）と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金（以下「料金」という。）とを区分して収受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

② 事業計画の変更のうち、増車については申請者又は届出者が当該申請又は届出に係る地方運輸局長等から車両使用停止以上の処分を受けている場合、増車実施予定日において、その処分期間が終了しているものであること。

5. 運送約款の認可

(1) 施行規則第10条に規定する記載事項が明確に規定されていること。

(2) 運賃・料金の収受、運送の引受け等について合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。

(3) 損害賠償等に関し、利用者との契約内容が不明確なものでないこと。

業計画の変更の場合、協定書等の提示を求め内容を確認すること。

(6) 法令遵守

① 事業計画の事業規模の拡大となる申請については、イ～への全てを満たすものであること。

イ 申請日前6ヶ月間（悪質な違反の場合は1年間）又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長（運輸監理部長を含む。）から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。）ではないこと。

ロ 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所（営業所の新設を行う場合にあっては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所）に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと（当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。）

ハ 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。

ニ 申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること。（特別な事情がある場合を除く。）

ホ 法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。

ヘ 施行規則第12条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃（以下「運賃」という。）と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金（以下「料金」という。）とを区分して収受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

② 事業計画の変更のうち、増車については申請者又は届出者が当該申請又は届出に係る地方運輸局長等から車両使用停止以上の処分を受けている場合、増車実施予定日において、その処分期間が終了しているものであること。

5. 運送約款の認可

(1) 施行規則第11条に規定する記載事項が明確に規定されていること。

(2) 運賃・料金の収受、運送の引受け等について合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。

(3) 損害賠償等に関し、利用者との契約内容が不明確なものでないこと。

- (4) 運賃・料金の収受に関して、施行規則第11条に該当する場合を除き、運賃と料金をとを区分して収受する旨が明確に定められていること。
- (5) 宅配便、引越輸送等特殊な運送サービスについての独自の約款が申請された場合においては、当該サービスの特殊性に配慮のうえ、審査を行うこと。

6. 事業の譲渡譲受の認可

- (1) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、それ以外の事業の一部譲渡については、事業計画の変更の手続によることとする。
- (2) 事業を譲り受けしようとする者について、許可基準の定めるところに準じて審査すること。

7. 合併、分割又は相続の認可

合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、許可基準の定めるところに準じて審査すること。

8. 事業の休止及び廃止の届出

事業の全部を休止し、又は廃止する場合に限り適用することとし、事業の一部の休止又は廃止については、事業計画の変更の手続をとらせること。

9. 特定貨物自動車運送事業の許可

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

- (1) 特定の運送需要者
 - ① 単数の者に特定され、当該荷主の輸送量の大部分の輸送量を確保できること。
 - ② 運送契約の締結及び運送の指示を直接行い、第三者を介入させないものであること。
- (2) 営業所
 - 1 (1)によること。
- (3) 最低車両台数
 - 営業所毎に配置する事業用自動車の数は5両以上とすること。
 - ただし、特定の運送需要者の輸送量など実情に応じて地方運輸局長が個別に認める場合においては、この限りでない。
- (4) 事業用自動車
 - 1 (3)によること。
- (5) 車庫
 - 1 (4)によること。
- (6) 休憩・睡眠施設
 - 1 (5)によること。
- (7) 運行管理体制
 - 1 (6)によること。
- (8) 点検及び整備管理体制

- (4) 運賃・料金の収受に関して、施行規則第12条に該当する場合を除き、運賃と料金をとを区分して収受する旨が明確に定められていること。
- (5) 宅配便、引越輸送等特殊な運送サービスについての独自の約款が申請された場合においては、当該サービスの特殊性に配慮のうえ、審査を行うこと。

6. 事業の譲渡譲受の認可

- (1) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、それ以外の事業の一部譲渡については、事業計画の変更の手続によることとする。
- (2) 事業を譲り受けしようとする者について、許可基準の定めるところに準じて審査すること。

7. 合併、分割又は相続の認可

合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、許可基準の定めるところに準じて審査すること。

8. 事業の休止及び廃止の届出

事業の全部を休止し、又は廃止する場合に限り適用することとし、事業の一部の休止又は廃止については、事業計画の変更の手続をとらせること。

9. 特定貨物自動車運送事業の許可

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

- (1) 特定の運送需要者
 - ① 単数の者に特定され、当該荷主の輸送量の大部分の輸送量を確保できること。
 - ② 運送契約の締結及び運送の指示を直接行い、第三者を介入させないものであること。
- (2) 営業所
 - 1 (1)によること。
- (3) 最低車両台数
 - 営業所毎に配置する事業用自動車の数は5両以上とすること。
 - ただし、特定の運送需要者の輸送量など実情に応じて地方運輸局長が個別に認める場合においては、この限りでない。
- (4) 事業用自動車
 - 1 (3)によること。
- (5) 車庫
 - 1 (4)によること。
- (6) 休憩・睡眠施設
 - 1 (5)によること。
- (7) 運行管理体制
 - 1 (6)によること。
- (8) 点検及び整備管理体制

1 (7)によること。 (9) 資金計画 1 (8)によること。 (10) 法令遵守 1 (9)によること。 (11) 損害賠償能力 1 (10)によること。 (12) 許可に付す条件 1 (11)②～④によること。 (削る) <u>(13)</u> 特定貨物自動車運送事業と一般貨物自動車運送事業との関係 特定貨物自動車運送事業の許可を取得した事業者が特定の運送需要者を新たに追加する場合は、特定貨物自動車運送事業の廃止及び一般貨物自動車運送事業の許可申請の手続を指導すること。	1 (7)によること。 (9) 資金計画 1 (8)によること。 (10) 法令遵守 1 (9)によること。 (11) 損害賠償能力 1 (10)によること。 (12) 許可に付す条件 1 (11)②～④によること。 (13) 貨物利用運送事業 3によること。 <u>(14)</u> 特定貨物自動車運送事業と一般貨物自動車運送事業との関係 特定貨物自動車運送事業の許可を取得した事業者が特定の運送需要者を新たに追加する場合は、特定貨物自動車運送事業の廃止及び一般貨物自動車運送事業の許可申請の手続を指導すること。
<u>10.</u> 貨物自動車利用運送をする特定貨物自動車運送事業の許可 3によること。	(新設)
<u>11.</u> 特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可等 4 ((2)及び(6)①へを除く。)及び6に準じて処理すること。	<u>10.</u> 特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可等 4 ((2)及び(6)①へを除く。)及び6に準じて処理すること。
<u>12.</u> 特定貨物自動車運送事業の譲渡譲受の認可 (1) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、それ以外の事業の一部譲渡については、特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更の手続によることとする。 (2) 事業を譲り受けしようとする者について、特定貨物自動車運送事業の許可基準の定めるところに準じて審査すること。	(新設)
<u>13.</u> 特定貨物自動車運送事業の合併、分割又は相続の認可 合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、特定貨物自動車運送事業の許可基準の定めるところに準じて審査すること。	(新設)
<u>14.</u> 特定貨物自動車運送事業の休止及び廃止の届出 事業の全部を休止し、又は廃止する場合に限り適用することとし、事業の一部の休止又は廃止については、特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更の手続をとらせること。	(新設)
<u>15.</u> その他 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可書を交付する際には、	<u>11.</u> その他 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可書を交付する際には、

以下のとおり取扱うこと。

- (1) 貨物自動車運送事業報告規則第3条の規定に基づき、運輸開始前に、別途定める様式により報告を求め、許可に付された条件等の遵守状況について確認を行うこと。
- (2) 施行規則第44条の規定に基づき、別途定める様式により運輸開始の届出を行うよう指導し、別途通達するところにより、社会保険等の加入及び納付義務を負う保険料の納付の徹底を図ること。

附 則（平成19年7月27日 国自貨第65号）

- 1 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
- 2 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年3月31日 国自貨第223号）

本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成25年10月31日 国自貨第83号）

本処理方針は、平成25年12月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成27年3月9日 国自貨第84号）

本処理方針は、平成27年6月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（令和元年8月1日 国自貨第37号）

本処理方針は、令和元年11月1日以降に申請又は届出のあったものから適用するものとする。

附 則（令和7年8月1日 国自貨第251号）

本処理方針は、令和7年8月1日以降に申請又は届出のあったものから適用するものとする。

以下のとおり取扱うこと。

- (1) 貨物自動車運送事業報告規則第3条の規定に基づき、運輸開始前に、別途定める様式により報告を求め、許可に付された条件等の遵守状況について確認を行うこと。
- (2) 施行規則第44条の規定に基づき、別途定める様式により運輸開始の届出を行うよう指導し、別途通達するところにより、社会保険等の加入及び納付義務を負う保険料の納付の徹底を図ること。

附 則（平成19年7月27日 国自貨第65号）

- 1 本処理方針は、平成19年9月10日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
- 2 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年3月31日 国自貨第223号）

本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成25年10月31日 国自貨第83号）

本処理方針は、平成25年12月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成27年3月9日 国自貨第84号）

本処理方針は、平成27年6月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（令和元年8月1日 国自貨第37号）

本処理方針は、令和元年11月1日以降に申請又は届出のあったものから適用するものとする。

（新設）